

○決算委員会

・予備費等承諾を求めるの件（一二三件）

（衆）は提出時の先議院

件名	先議院	提出日	参議院		衆議院		備考
			委員会付託	委員会議決	委員会付託	委員会議決	
昭和六十三年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	（衆）	二、三、二二 （第百十八回国会）	一一、二六	承 諾 承 諾 三、一一、一七 三、一一、二〇	一一、二六 一一、二〇	二、三、二二 一一、二五 一一、二六	
昭和六十三年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	〃	三、二二 （第百十八回国会）	一一、二六	承 諾 承 諾 一一、一七 一一、二〇	一一、二六 一一、二〇	一一、二五 一一、二六	
昭和六十三年年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	〃	三、二二 （第百十八回国会）	一一、二六	承 諾 承 諾 一一、一七 一一、二〇	一一、二六 一一、二〇	一一、二五 一一、二六	
昭和六十三年年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）	〃	三、二二 （第百十八回国会）	一一、二六	承 諾 承 諾 一一、一七 一一、二〇	一一、二六 一一、二〇	一一、二五 一一、二六	
平成元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	三、二二 （第百十八回国会）	一一、二六	承 諾 承 諾 一一、一七 一一、二〇	一一、二六 一一、二〇	一一、二五 一一、二六	
平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	三、二二 （第百十八回国会）	一一、二六	承 諾 承 諾 一一、一七 一一、二〇	一一、二六 一一、二〇	一一、二五 一一、二六	

件名	院議先	提出日	参議院			衆議院			備考
			委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)	〃	二、三、二(第百十八回国会)	三、一一、二六	承 一三、一七	承 一一、二〇	三、一一、五	承 一一、二五	承 一一、二六	
平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)	〃	二、一一、二(第百二十回国会)	一一、二六	承 一一、一七	承 一一、二〇	二、一一、五	承 一一、二五	承 一一、二六	
平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)	〃	二、一一、二(第百二十回国会)	一一、二六	承 一一、一七	承 一一、二〇	二、一一、五	承 一一、二五	承 一一、二六	
平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)	〃	二、一一、二(第百二十回国会)	一一、二六	承 一一、一七	承 一一、二〇	二、一一、五	承 一一、二五	承 一一、二六	
平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)	〃	二、一一、二(第百二十回国会)	一一、二六	承 一一、一七	承 一一、二〇	二、一一、五	承 一一、二五	承 一一、二六	
平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)	〃	二、一一、二(第百二十回国会)	一一、二六	承 一一、一七	承 一一、二〇	二、一一、五	承 一一、二五	承 一一、二六	

決算その他（七件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出日	参議院			衆議院			備考
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
昭和六十三年一般会計歳入歳出決算、昭和六十三年特別会計歳入歳出決算、昭和六十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十三年度政府関係機関決算書	元、 一一、二五 (第百十七回国会)	二、 一一、一一	継続審査	継続審査	委員会付託	委員会議決	本会議議決	第百十七回国会 第百十八回国会 第百十九回国会 第百二十回国会 大蔵大臣報告 第百二十一回国会 続 続
昭和六十三年一般会計国庫債務負担行為総調査	一一、二五 (第百十七回国会)	三、 一一、五	議決 議決	議決 議決	三、 一一、五	三、 一一、二五	三、 一一、二六	第百十七回国会 第百十八回国会 第百十九回国会 第百二十回国会 未 未
昭和六十三年度国有財産増減及び現在額総計算書	二、 一一、一九 (第百十七回国会)	二、 一一、一〇	継続審査	継続審査	継続審査	継続審査	継続審査	第百十七回国会 第百十八回国会 第百十九回国会 第百二十回国会 未 未
昭和六十三年度国有財産無償貸付状況総計算書	一一、一九 (第百十七回国会)	一一、一〇	継続審査	継続審査	継続審査	継続審査	継続審査	第百十七回国会 第百十八回国会 第百十九回国会 第百二十回国会 未 未
平成元年度一般会計歳入歳出決算、平成元年度特別会計歳入歳出決算、平成元年度国税収納金整理資金受払計算書、平成元年度政府関係機関決算書	一一、二二 (第百十回国会)	三、 四、二四	継続審査	継続審査	一一、五	一一、五	一一、二六	第百十回国会 大蔵大臣報告 第百十一回国会 続 続
平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書	三、 一一、二九 (第百十回国会)	一一、二九	継続審査	継続審査	一一、五	一一、五	一一、二六	第百十回国会 第百二十回国会 第百二十一回国会 続 続
平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書	一一、二九 (第百十回国会)	一一、二九	継続審査	継続審査	一一、五	一一、五	一一、二六	第百十回国会 第百二十回国会 第百二十一回国会 続 続

昭和六十三年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第百十八回国会提出）

昭和六十三年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第百十八回国会提出）

昭和六十三年年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第百十八回国会提出）

昭和六十三年年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第百十八回国会提出）

平成元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百十八回国会提出）

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百十八回国会提出）

平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第百十八回国会提出）

平成元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第百二十回国会提出）

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第百二十回国会提出）

平成元年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第百二十回国会提出）

平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第百二十回国会提出）

平成二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百二十回国会提出）

平成二年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第百二十回国会提出）

昭和六十三年年度一般会計国庫債務負担行為総調書（第百十七回国会提出）

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十三年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）外十二件、並びに昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書につきまして、決算委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、予備費関係十三件は、憲法及び財政法の規定に基づき、平成元年一月から平成二年十二月までの間の予備費の使用等につ

いて、国会の事後承諾を求めため提出されたものであります。

それらの主な費目について申し上げますと、一般会計の予備費使用は、老人医療給付費負担金の不足を補うために必要な経費、河川等災害復旧事業に必要な経費、昭和天皇の崩御に伴う大喪の礼に必要な経費、中東における平和回復活動に対する協力に必要な経費、さけ・ます漁業の減船に伴う漁業者の救済に必要な経費等であります。

また、特別会計の予備費使用は、食糧管理特別会計輸入食糧管理勘定における調整勘定への繰り入れに必要な経費、貿易保険特別会計における保険事故の調査に必要な経費、厚生保険特別会計年金勘定における保険給付費の不足を補うために必要な経費等であります。

また、特別会計予算総則の規定に基づく経費の増額は、郵政事業特別会計における業績賞与に必要な経費、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費等であります。

次に、昭和六十三年一般会計国庫債務負担行為総調査は、昭和天皇の陵の宮建を昭和六十三年度内に竣工させることが困難であるため、昭和六十三年度及び平成元年度において国庫の負担となる契約を昭和六十三年度に行ったことに伴い、財政法の規定に基づき国会に報告されたものであります。

委員会におきましては、これら十四件を一括して議題とし、まず、大蔵大臣から説明を聴取した後、予備費による湾岸平和基金への拠出をめぐる問題、さけ・ます漁業の減船に伴う漁業者の救済経費の性格、特別会計における予備費計上のあり方等のほか、前回の予備費審議でその一部に不承諾という事態を受けた後の政府の対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終り、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同の村田理事より、一般会計予備費四件及び国庫債務負担行為に反対、自由民主党の石川理事より予備費関係十三件及び国庫債務負担行為に賛成、日本共産党の諫山委員より一般会計予備費四件及び平成元年度特別会計予備費（その一）並びに国庫債務負担行為に反対、公明党・国民会議の猪熊理事より予備費関係十三件及び国庫債務負担行為に賛成、連合参議院の井上委員より平成二年度一般会計予備費（その一）に反対の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終り、採決の結果、昭和六十三年一般会計予備費（その二）ほか一般会計予備費三件並びに平成元年度特別会計予備費（その一）はいずれも多数をもって、その他の特別会計予備費関係八件はいずれも全会一致をもって、それぞれ承諾を与えるべきものと議決されました。

次に、昭和六十三年一般会計国庫債務負担行為総調書は、多数をもって是認すべきものと議決されました。
以上、御報告申し上げます。